

平成18年2月14日

東京新聞 社会部デスク 御中

全国青年税理士連盟

会長 石井 孝雄

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

電話 03-3354-4162

社説「オーナー課税・ひずみは放置できない」について

私たち全国青年税理士連盟は、全国の若手税理士約3,000名により組織されている団体で、真に国民のための税理士制度が確立されることを目的に活動し、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っています。

さて、平成18年1月26日付、「オーナー課税・ひずみは放置できない」という社説が貴誌にて掲載されました。この社説は、以下に掲げる通り、事実誤認している部分が多く、誤った認識による報道は、国民に対して誤解を招き、公平な税制の確立を阻害します。以下、当該社説の内容につき意見を申し上げます。

(1) 同族会社の現状について

社説では、「一人会社のオーナー社長は、あれこれと経費で落としている。」、「サラリーマンにも不満が強かった。」との記述がある。

法人経費にオーナー個人支出を計上することは、そもそも税法違反であり、通常の税務調査においても、厳格に対応されている。ごく一部の悪質な納税者を例として挙げ、それをもって全体として語ることは誤りであり、多くの善良な納税者とは明確に区別すべきである。給与所得者と事業所得者との間での根拠のない議論は避けるべきである。

(2) オーナー課税について

いわゆるオーナー課税制度は、本来の法人税法及び所得税法の趣旨に反するものである。そもそも、法人と個人は人格が別であり、これを一体として課税することは適切ではない。今回のように個人の給与所得控除額を法人の課税所得に加算することは、法人をあたかも個人とみなして課税す

るといった措置であり、いわば「みなし個人課税」である。法人と個人とでは税率も課税上の取り扱いも違う。このため、この「みなし個人課税」は、法人税法上不公平な課税関係を生むことになる。

また、オーナー課税制度について国民の間で議論がほとんどされないまま、唐突にこの制度の導入をしようとする財務省及び国税庁の手法にも疑問を抱かざるを得ない。この制度により多くの中小企業に不公平な税負担を強いることになることは計り知れない。

従って、我々は断固としてオーナー課税制度に反対する。

(3) 税理士業界による反対運動について

社説によると、税理士業界が反対している理由として、「税制改正により、顧問先が減ると懸念しているのではないか」とある。

税理士業界は政府等に税理士法に基づく建議（税理士法第49条の11）を行っている。この建議により、より良い税制を確立しようとしている。今回の税制改正案は、税収をあげることを優先した理論付けであり、税に関わる専門家として「課税の公平」を阻害するこの制度を理解する事は到底出来ない。従って、税理士による反対運動は税理士業界の利益では決してなく、国民の立場に立ち、不公平な税制改正に反対しようとする建議である。従って、貴誌社説の記述は誤りである。

以上の点につきまして、誤りを指摘すると共に、今後はこの問題について貴誌が正しい報道をされることを要望します。

以上